

公的研究費の使用に関する行動規範

令和3年11月24日
学長 制定

帝京科学大学（以下、「本学」という。）をはじめとする各大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられているものである。とりわけ公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関のみならず、我が国の科学技術の振興に関する体制を根底から揺るがすものである。

このため、「帝京科学大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」第10条第3項に基づき、本学の公的研究費の運営・管理に関与する教職員を対象として、次のとおり公的研究費の適正使用に関する行動規範をここに定める。

1. 教職員は公的研究費が大学の管理する公的な研究資金であることを認識し、説明責任を果たせるよう、計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
2. 教職員は、公的研究費の使用にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令、配分機関が定める補助金に係る交付要綱等、本学の関係規程等を遵守しなければならない。
3. 教職員は研究の特性に配慮しつつ、目標とする研究成果が着実に得られるように、公的研究費の効率的かつ効果的な使用に努めなければならない。
4. 教職員は相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 教職員は公的研究費の使用にあたり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 教職員は公的研究費の取り扱いに関する研修会等に積極的に参加し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を含め、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールを理解に努めなければならない。